

令和8年度

施設機械設備設計施工技術支援業務
特別仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

本業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、関東農政局管内事業(務)所が発注する施設機械設備の設計・施工に係る技術について、受注者が有する知見の提供を受けることにより、土地改良施設機械設備の適正な品質を確保し、持続的で良好な管理が可能な施設の造成や更新に資することを目的とした技術支援を行うものである。

(業務内容)

第1-3条

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1. 関係図書の照査に係る技術支援(工事) | 8回 |
| 2. 技術的課題に係る技術支援(工事) | 2回 |
| 3. 設計業務に係る技術支援(業務) | 1業務 |

(作業項目及び数量表)

第1-4条

別紙-2に示す作業項目及び数量表による。
なお、関係図書の照査に係る技術支援(工事)等の対象工事(業務)については、別途監督職員より通知するものとする。

(作業の留意点)

第1-5条

第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-6条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-7条

受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(管理技術者)

第 1-8 条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

- ・ 技術士
総合技術監理部門（機械－機械設計、流体力学、建設－鋼構造及びコンクリート、農業－農業土木又は農業－農業農村工学）
機械部門（機械－機械設計、又は流体力学）
建設部門（鋼構造及びコンクリート）
農業部門（農業土木又は農業農村工学）
- ・ 博士（農学、工学）
- ・ 農業土木技術管理士
- ・ シビルコンサルティングマネージャー（農業土木又は当該業務に該当する技術部門）

(担当技術者)

第 1-9 条

担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(技術者情報の登録)

第 1-10 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-11 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(機密の保持)

第 1-12 条

受注者は、本業務にかかる一切の成果を他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条

設計の基本事項に関しては、別紙-1 に示す参考図書一覧表を優先して適用するものとする。

なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(貸与資料等)

第2-2条

貸与資料については、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
業務報告書	令和6年度 施設機械設備設計施工技術支援業務	1部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

1. 参考資料及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 貸与資料は、業務の進捗に応じて貸与、返納するものとする。

第3章 打合せ

(打合せ)

第3-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

初 回 作業着手の段階
第2回 年度中間段階
最終回 報告書作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、WEBでの開催とし受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第4章 成果物

(成果物)

第4-1条

1. 成果物は、「設計業務等の電子納品要領（案）機械設備工事編」に基づいて作成し、次のものを提出しなければならない。

電子媒体（CD-R等）で正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りする措置を行い、電子媒体（CD-R、DVD-R 又はBD-R）により別途1部を提出するものとする。

2. 成果物の出力1部提出する（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）。
なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

(成果物の提出先)

第4-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

埼玉県川口市南町2-5-3
関東農政局土地改良技術事務所

第5章 契約変更

(契約変更)

第5-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項

は、次のとおりとする。

1. 第1-4条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
2. 第3-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
3. 第4-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
4. 現地作業が発生した場合。
5. 履行期間の変更が生じた場合。
6. その他

(業務スライドの試行)

第5-2条

1. 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
2. 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
3. 発注者又は受注者は、2の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
4. 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
5. 2の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
6. 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、2~5の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
7. 6の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
8. 4及び7の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2、6の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
9. 業務スライドの試行に係る運用については、1に記載の通知に基づくものとする。

第6章 環境負荷低減に向けた取組

受注者は、業務履行に当たり、別紙-3に示す環境負荷低減に取り組むこととする。

なお、原則として、取組状況の確認は求めないこととする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－1 参考図書一覧表

参 考 資 料 名	制定（改定） 年月	発 行 機 関
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 ポンプ場	H30. 5	農業農村工学会
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 頭首工	R06. 3	農業農村工学会
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 パイプライン	R 3. 6	農業農村工学会
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 水路工	H26. 3	農業農村工学会
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 排水	H31. 3	農業農村工学会
鋼構造物計画設計技術指針 小形水門扉編 利用の手引き	H22. 3	農業土木事業協会
鋼構造物計画設計技術指針 水門扉編	H21. 3	農業土木事業協会
鋼構造物計画設計技術指針 除塵設備編	H27. 3	農業土木機械化協会
電気設備計画設計技術指針 高低圧編	R01. 9	農林水産省HP
電気設備計画設計技術指針 特別高圧編	H20. 3	農業土木機械化協会
水管理制御方式技術指針 計画設計編	R06. 10	農業土木機械化協会
バルブ設備計画設計技術指針	H27. 3	農業土木事業協会
高NS・高流速ポンプ設備 計画設計技術指針 〔改訂版〕	H19. 4	農業土木事業協会
最新ポンプ設備工学ハンドブック〔改訂版〕	H19. 8 発行	農業土木事業協会
土地改良工事積算基準		農業農村整備情報総合 センター
施設機械工事等施工管理基準	R04. 3	農林水産省HP
施設機械工事等検査技術基準	R04. 3	農林水産省HP
施設機械工事等共通仕様書	R06. 3	農林水産省HP
電気通信設備施工管理の手引き		建設電気技術協会
農業水利施設の機能保全の手引き	H28. 5	農林水産省HP
農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	H28. 8	農林水産省HP
農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工（ゲート設備）」	H22. 6	農林水産省HP
農業水利施設の機能保全の手引き 「ポンプ場（ポンプ設備）」	H27. 2	農林水産省HP
農業水利施設の機能保全の手引き 「除塵設備」	H25. 4	農林水産省HP
農業水利施設の機能保全の手引き 「電気設備」	H25. 5	農林水産省HP
農業水利施設の機能保全の手引き 「水管理制御設備」	H25. 5	農林水産省HP

別紙-2 作業項目及び数量表

項目	内容	数量	備考
1. 関係図書の照査に係る技術支援（工事）	施設機械設備の製作・据付にあたり、施工計画（製作・据付）に係る施工全般（仮設計画・施工管理等）の照査に対する技術支援を実施する。各資料の提出は不定期で4月～翌年1月まで提出されるものを対象する。なお、1回の照査期間は依頼から3週間以内とする。	4回	ポンプ設備 1回
			水門設備 1回
			除塵機設備 1回
			水管理設備 1回
	施設機械設備の製作・据付にあたり、承諾図書等に係る設計計算、形式・構造検討の照査に対する技術支援を実施する。各資料の提出は不定期で4月～翌年1月まで提出されるものを対象する。なお、1回の照査期間は依頼から3週間以内とする。	4回	ポンプ設備 1回
			水門設備 1回
			除塵機設備 1回
			水管理設備 1回
2. 技術的課題に係る技術支援（工事）	実施中の工事及び管理施設等において施設機械設備（電気通信設備含む）の設計・施工にあたり、設計計算、形式・構造検討、施工工法検討、新技術、日常業務等における課題に対して、技術的支援を実施する。1課題に要する検討期間は1か月程度とする。	2回	
3. 設計業務に係る技術支援（業務）	実施設計業務の実施時において施設機械設備（電気通信設備含む）の設計・施工にあたり、設計計算、形式・構造検討、施工工法検討、設計業務における技術的支援を実施する。	1業務	
4. 報告書作成	上記1～3の結果を取りまとめ、報告書を作成する。	1式	

※各資料の照査については重複を避けるよう計画するが、発注時期・工事規模により提出時期が異なるため、特に同一工種で重複する場合は協議の上、照査期間の調整を行うものとする。

※下記に各作業（1, 3）の標準作業量（年間回数）の回/工事を示す。
 なお、契約時期及び全体工期等左右にされるため、目安とする。

項目	内容	標準作業量
1. 関係図書の照査に係る技術支援（工事）	施工計画（製作・据付）に係るの照査	各施設 1回/1工事
	承諾図書等に係る照査	ポンプ設備 3回/1工事 水門設備 2回/1工事 除塵機設備 2回/1工事 水管理設備 1回/1工事
3. 設計業務に係る技術支援（業務）		2回/1業務

別紙－3

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、新たな環境負荷を与えることのないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ・ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録
- ・ 保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- ・ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努めること。
- ・ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
- ・ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- ・ 工事等を実施する場合は生物多様性に配慮した事業実施に努めること。
- ・ 機械等を扱う場合は機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めること。
- ・ みどりの食料システム戦略（持続可能な食料システムの構築に向けた農林水産省の取組）の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。